

### お知らせ

運営委員会一同・代表 奥津 亘

福祉オンブズおかやま 会員の皆様

去る6月26日第55回運営委員会を開催し、次のような決定をしましたので会員の皆様にお知らせをします。このようなことになりましたことを私共の責任としてお詫びをいたします。

会員の皆様から、何か良いアイデアや情報がありましたら是非ともお知らせください。

**今後の当会の活動を縮小する。**

**当面相談活動は継続をするが、その他の活動を休止する。1年間ほど様子を見る。**

**平成23年度総会は開催しない。**

当会は、これまで福祉施設の情報を収集し書物として発信をすること、福祉に関する講演会・学習会を行うこと、会報を発行すること、施設等から様々な相談を受け行政を活用する等してその解決を図ることなどの活動をしてまいりました。しかし、残念ながら私共現在の役員・事務局の体制・人員では、高齢化と健康上の理由からこのような活動を継続することができなくなりました。

そこで先般来どなたか代わりうる人はいないかとお尋ねをし、探して参りましたが、どこからも名乗りを上げて頂けるところはありませんでした。そして、やむをえず継続中の相談活動を除いては、会としての活動を縮小・休止とせざるをえないとの結論に至り、6月26日の運営委員会にお諮りをしたところ上記の結論に至ったわけです。

後継者の発掘も養成も出来なかったのは私

共の責任です。しかし、介護保険制度の発足以来社会全般の中での福祉の占める重要性は格段に増大し、大きな関心が寄せられこれに関与する人達も飛躍的に増加したという現実があります。行政の指導・監査・抑制もかつてよりは評価できるものになってきたということも出来ます。そうしたなかでは私共の活動は若い人達の関心や興味を惹かなくなったということもいえますし、福祉に関心のある定年退職した人達も活躍が出来る領域や場所が他にも多々用意されていて、オンブズマン活動という領域は魅力の乏しいものになっているかもしれません。私共の活動は、この10年でその使命を終えているともいえます。

私共の活動に期待をしてもらったり支援をして頂いたりしたにもかかわらずこのようなことになりまことに申し訳けないのですが、活動の縮小ということにせざるをえないことになった訳です。

また、本来なら平成23年度総会を開催してこの状況を報告すべきですが、ボランティアの非公式な団体ですから、活動をしないための総会というのはあまり意味が無いと思いますので、今年度は割愛をしてこうして会報により会員の皆様に報告をさせて頂く次第です。どうかご了承ください。

今後は、皆様と一緒に誰か後継者として活動してくれる人を探し、様子を見るということに致します。どうかこの組織を活用して活動をやってやろうという人が現れますようをお願いをいたします。

## 秘伝・必見／グリコなふくし論

講師 酒井 保さん（グループホームアイリーフ五日市施設長）

2010年11月7日（日）、人権・福祉講座が「ウイズセンター」で行われました。講師は、ご近所福祉クリエイターの酒井 保さん（グループホームアイリーフ五日市施設長）。遅くなりましたが、興味深いお話でしたので、その概略を紹介します。（文責：編集部）

### 「支え」と「合い」の間

「あなたは人の世話をするのが好きですか」。以前ある自治体でボランティアリーダー研修をやりました。「する」のは好き、「される」のは全員が嫌だという答えが返ってきました。理由を全員に聞いたら、総じて「されるとみじめな気持ちになる」。だから言ったんですよ。「じゃあ皆さんは対象の方がみじめになるような事をしているんですね」というと、全員黙っちゃって、なかなか進みにくくなりました。

福祉行為、ボランティア行為、介護もそうですが、全部「する」と「される」から成り立っています。我々はボランティア活動の事を「する」と言います。「介護者教室」など最たるもので、「介護教室」ではないんです。「され方」を学ぶべきですよ。「される」がないと成り立たないですね。我々は「支え合い」と言いながら「支え」しかやってない状況があって、ボランティアも介護も福祉もそうです。

我々は弱者の方と関わる時にこう言いますよね。「助けてあげますよ。だってお互い様じゃないですか」。そういう言葉を吐いた後に、自分が助けてもらう事を想定していないんです。皆さん自分が要介護になると思ってないですよ。なりますよ。最近あまり言われませんが、昔福祉施設で働いていた頃は「福

祉のお世話になる」という言い方でした。逆に、未だに言われる方がいますが「福祉＝お上」です。「お上のお世話になる」と。

### 「福祉」って何だろう？

平成14（2002）年度から「総合的な学習の時間」の取り組みが小中学校で始まりしました。その中で「福祉・ボランティアについての勉強」が結構流行ったんです。私も地元の小中学校から声を掛けていただいて話す機会がありました。その時に必ずこれを聞くようにしています。「福祉ってなんだろう」って。「豊かさだと思います」。他にも「優しさ」とか。なんかいいですよ。で、大人に聞きました。「要援護者に対する制度・サービス」。制度・サービス＝福祉という解釈。皆さんどっちがいいですか？最近の辞書を引いたら「法的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境」。でもなんとなく、子ども達が信じてる解釈もいいなと僕は思うんですが。

その福祉ですが、基本的な構図がある。まず要援護者。生活支援をしていかなければいけない、そのためにはまず公的サービスをする。それだけでは足りない所は住民の支え合いで補っていく、これが福祉の基本構図です。今これを逆転させませんかと言っています。まず住民の支え合い、そして足りない所を公

的サービスで補うという提案です。例えば地域の中で1人暮らしのお婆ちゃんが住んでます。地域の方が寄ってたかってお世話します。ところがある日、このお婆ちゃんの家玄関先に介護事業所の車が止まって、要は福祉が関わるようになった途端に地域の人がそっぽを向いちゃう。安心すると関心がなくなる。

繰り返しますが皆さんも福祉の世話になるんですよ。そこをこれからイメージしないと。総じて「老い支度」と言っていますが。

### あなたは「助けて」と言えますか

堀田力さんがやっている「さわやか福祉財団」と私が関係する「住民流福祉総合研究所」で調べたんです。なかなか「助けて」と言えないという事が分かってきた。10年後・20年後・30年後の自分をイメージして下さい。1人暮らしで足腰弱ってきて外に出るのも億劫になってきた時、隣の家に買い物を頼むように、「助けて」と言えますか。これは少ないです。逆に頼まれたら助けてあげるという人は全員ですが。「助けて」と言える人が全員で、助けてあげる人が全員ならちょうどいい。でも「助けて」が言えない。「支え合い」と言いながら「支え」しかしていない。

これ今まで色んな形で助けのシステムを作ってきた。作っちゃ壊し作っちゃ壊して、助けのシステムで成功した事例を見た事ない。補助金・助成金がついている間は成功しているように見えるが、それがなくなった途端にダメに。助けられる学習をしてないからです。そういう事に気付かないといけない。

「助けられ上手講座」というのをしました。助けられている側が壇上に上がる。例えば若年期認知症の奥さんを介護しているご主人とか、知的障害のお嬢さんを支援しているお母

さんとかに並んでもらって、実はこういう形で助けてもらった方が助かるという事を言うていただきました。印象的だったのは、「本当に助けてもらおうと思ったら100%情報を出さないで100%返って来ないんですよ」。

今の福祉の形は、担い手から受け手という一方通行。この関係性を双方向にしないと。

### 一粒で二度美味しい助け合い・支え合い

制度の枠にはまらない方がおられます。お手上げ状態。グリコの状態ですが、今からお話しするのは「一粒で二度美味しい助け合い・支え合い」。今の福祉は本当に当事者が主体になっていないです。主体にしていくためにどうすればいいか。要援護者Aと要援護者Bの方がおられます。全く種類の違う要援護者をくっつけたら、「**ご近所福祉**」になりますよと。

制度の枠にはまらない人の事を福祉のプロは「処遇困難ケース」と言います。要援護者のお宅に行って、「どういう事が難しいですか」「何ができませんか」。でも我々は「何ができますか」と聞かなければいけない。それが当事者力。元々やっていた趣味とか、それを我々は見つけて、育て、何かの形でつないでいく。そういった活動が必要なのかなと思います。

当時83歳の男性。地区社協や老人クラブの役員をしていて、地域の名士と呼ばれた方です。脳梗塞で倒れてリハビリ訓練を受けて在宅復帰しましたが、引きこもってしまった。「名士」ですから自分が杖をついている姿を見せたくない。奥さんも娘さんもデイサービスを薦めるんですが、「行きたくない」と。僕のところへ相談に来たので、「何ができるか」を聞いてきて下さいと。包括が色々聞き込みをして帰ってきた。

メダカを飼っていたんです。趣味の域では

ないです。裏庭に大きな甕が三つあってメダカが泳いでいる。よく聞いてみると、元気な時に「めだかの館」という、新種のメダカを交配して作り、インターネットで販売する所で交配のお手伝いをしていた。1匹何万円。

家の近くに保育園があって、そこの園長先生に話をして、「メダカ先生」として行ってもらった。モチベーション上がるんですよ。びっくりしたのは杖突かないで歩けるんです。「杖をついている姿を子ども達に見せたくない」。子どもの施設だから手すりがない。正面玄関からプレイルームまで約十数メートル、杖なしで壁を伝って、本当に奇跡みたいでした。「ボランティア・セラピー」という言い方をしますが、不具合があってもボランティア行為をする時に、一時的に症状が緩和される。

この方は要援護者です。保育園児も「要援護者」です。要援護者と要援護者をくっつけたら福祉になる。「ご近所福祉」とはそういう事です。ですから一つの出来事にはいっぱい本質がある。世代間交流という見方もできるし。自立という言葉がありますが、自立というのは自分で全部する事ではない。要援護ですから、我々が思う100%の事はできません。「60%しかできない」という見方ではなくて、「60%の事ができますね、じゃあ我々が残りの40%をしてさしあげて、100%にしましょう」。地域活動の場でも言っているんですが、例えば組長（町内会）制度で障害のある人を「免除」するのが、今の日本の助け合いのおおよその構図なんですよ。これを「助け合い」と言っちゃうんです。だから日本の福祉のありよう、減免・免除の福祉（チャリティー）をフェアネスにしませんかという提案。例えばゴルフやボウリングにハンディキャップがあるでしょう。障害のある人が60%できれば残りの40%を地域の皆で補って、その代わりに平等

に扱うというのがフェアネスです。地域の人にどちらがいいですかと聞くと、皆フェアネスがいいですよと言いますね。

ぼちぼち真剣に考えませんか。というのは、団塊世代が一斉に退職して、この厚い層が一斉に高齢化して、2025年に「後期高齢者」が2000万人を超すという統計が出ています。1人暮らしの世帯が400万世帯。これももう間違いない。今インドネシアなどから介護力を輸入しようとしています、助け合い・支え合いもある程度軸としていかないと、介護難民は絶対に出てきます。皆さん要介護になったらどう助けられたいか考えた事ありますか。

例えば地域の構成員って誰ですか、と聞くと、主婦やリタイアされた高齢者等、日中地域にいる人。会社員はなかなか出てこない。子どもも障害者も地域の構成員ですが、なかなか出てこない。これも地域の構成員、「資源」ですよ。だったら子どもにできる事は子どもにやらせてもらおう、逆に子どもにやらせてもらった方がいい。大野町でやっているのは、「**介護の指南役は小学3年生**」。驚くのは教えてない事までやる。パソコンとかで調べるんです。それを地域に持って出て、公民館で子ども達による介護者教室をします。そうしたらお年寄りが集まってきますね。中には自分の孫がいて、ビデオカメラをもって親が出ます。しかもお父さんが、平日の昼間に。それで子ども達がプレゼンした後、本物が出て締めればいい。3世代が集まる介護教室なんかないですよ。例えば皆さんの地域で介護者教室をして御覧なさい。多分、地域包括支援センターや地区の役員や老人クラブとか、「集める」教室です。子ども達が主体になると「集まる」んですよ。子どもの時に覚えた介護の地域は多分一生忘れない。超・早期の介護予防と言えるんじゃないかなと思います。

## 「住民歴書」で助け合い起こし

地域でやってるサロンの中身を見てみると、お年寄りが客体になっていますね。交流を深める場という意味合いではあるんですが、お客さんになってます。吉備中央町の加茂市場のサロンに参加しているお年寄りは、ほとんどの家で味噌・しょうゆは手作りです。今サロンが子ども達と一緒に味噌作りをして、朝一杯のお味噌汁の大切さを子ども達に説くという、食育活動をしています。もう一つ、集会所に児童館を併設して、子ども達を対象にして「子ども達の主婦業講座」をやっています。お年寄りが料理を教えたり、編み物を教えたりして、毛糸で編んだものの洗濯のし方を教える。これらを食育や男女共同参画で活動する機関と繋がって、子ども達に職業体験をしてもらう。その推進母体がサロン。これは津山市の桑上地区でやっているんですが、主婦の人達に集会所へそれぞれ1食分の食事を持ってきてもらい、地域のお年寄りに食べてもらう。サロンの時に食事を作ろうと思ったら大変なので、いつもやっている事を普通にしてもらう。それを「住民歴書」として起こしていくんですね。

生活課題と福祉課題という言葉があります。電球が切れているけれど交換ができない。ゴミの出し方は分かるけれど分別は分からない。買い物には行けるけれど重くて持って帰れない。これが生活課題。こういう相談が一杯です。制度では解決できない。でもこの生活課題を福祉課題に昇格してあげないといけない。美咲町で地域のお年寄りにお話した時に、困っている事について聞いたら、あるお婆ちゃんが「電球の交換ができない」と。それで、今日の帰りがけにお婆ちゃん家の電球の交換を

してもいい人を募ったら十数人の手が挙がりました。お婆ちゃん的生活課題が解決です。ふとん乾燥機存在を知らない人が多かったので、社協や保健行政の人にふとん乾燥機の講習会をやってもらった。後日聞くと、乾燥機を社協が買って一人のお婆ちゃんの家に残した。その家が貸し出し事業をやっています。生活課題を出してもらうのに、サロンとかはチャンスですね。

「私流ボランティアのすすめ」という本の事例紹介。お母さんが認知症になったので同居した。同居すると全部するから認知症が進む。この人は「助けて」が言える人なので、地域のクリーニング店にボランティアのポスターを貼った。「お母さんと一緒に徘徊してくれるボランティア」。いたんですよ。

これを吉備中央町と美咲町のサロンでやった。事前に地域の認知症高齢者の問題の、受け皿にしようという事になって、事例を示して次の展開。「お母さんと一緒に徘徊してくれるボランティア」だけでは情報量が少ない。例えば何月何日、何時から何時まで、自分だけでなく複数、場所、夕ご飯などの条件、色々はっきりしていたら手伝いやすい。事故があった時にどうするかという質問があり、社協から「ボランティア保険がある」と。「じゃあやっていこう」。「助けて」と言われて「助けてあげるよ」という意見はあるけれど、二の足を踏むのはこういう情報不足があります。ボランティアセンターで募集してもなかなか活動が伸びないのは、情報の提供がうまくいっていないという状況があります。

要援護者・当事者を主体にすると、一粒で二度どころか三度も四度も美味しいという活動ができます。何が言いたかったかという、自分のためにやっている事は必ず普遍化して、人のためになります。

## 福祉施設内虐待問題等は防止できるのか<その3>

田代国次郎（運営委員）

岡山市内でも、桜の花が咲き初めようとする春の日、とても残念で、怒りと悲しみが同居する重大な決定がくだされた。それは、2011年3月24日岡山地裁100号法廷でくだされた判決であり、弱冠25歳になったばかりの若い男性児童養護施設職員（2010年3月に懲戒解雇）が「強制わいせつ致傷」罪として3年8ヶ月の実刑判決が、裁判官（高山光明）から言い渡されたのである。勿論、弁護士（土居幸徳、作花知志）側は、被告が初犯であり、更正の可能性も高く、しかも懲戒解雇という処分を受け、新聞等に実名がのせられ、深く反省しており、かなりの社会的制裁を受けていることから、実刑ではなく執行猶予を求めている。しかし、実際の判決では、実刑3年8ヶ月であり、すでにこれまでの収監期間を入れると、約4年間になる。この若い青年に実刑4年というのは、それが性的犯罪への「見せしめ」にしては、あまりにも重く、長期間であり、社会復帰への障害が大きいと考えるのが妥当だと思われる。

そもそも、この事件が岡山市内の児童養護施設内で性的虐待が発生していたことを知ったのは、2010年4月2日の新聞記事によってであった。その記事によると、「元職員は昨年4月、幼児と小学校低学年の児童、計約20人が生活する寮で、住み込みで世話をする担当になった。夜、子どもを寝かせつける際に、複数の男子の下半身を触っていたという。」今春、被害を受けた幼児の保護者から指摘があった。施設側が事情を聴いたところ、元職員は事実を認めた・・・」そのために懲戒解雇にした

という。

また、別の新聞記事でも「被害に遭っていたのは生活寮で暮らす約20人のうち幼稚園児と小学校低学年（3～9歳）の10数人。男性職員が昨春ごろから、主に2人部屋など他の職員の目につきにくい場所で児童を寝かしつけたり遊ぶ際に、下半身に触る行為を繰り返していた・・・」と報道している。

現実問題として、幼い子どもを養育した経験からして、また親子という間柄にしても、幼い子どもをスムーズに寝かしつけるという行為は、容易なことではなく、きわめて困難な行為である。それが両親から離れ、見知らぬ人たちと共同生活をして暮らすという子どもたちにとっては、きわめて困難な生活である。そこでいわば親がわり、母親がわりとなって、施設内の寮に住み込んで生活していた施設職員である。これは、子育てのプロでも、両親でも困難がともなう仕事であり、よほど訓練され、高度な専門職的知見、資質の持っているベテラン職員が対応すべき仕事であると考えるのが普通である。

とくに、両親と別れて淋しく、不安で、愛情に飢え、自分の気持ちが十分に受け入れられない集団生活。いやになることが多い生活、欲求の多くが充足されない生活、欲求不満等々をがまんをして生活している。そうした複雑なニーズが充満している施設生活で、はたして就職1年目ぐらいの初心者職員に、そうした困難なニーズに対応した仕事を丸投げしてもよいものだろうか。日本の場合、いつも社会福祉最前線の現場には、こうした初心者が

対応することが多く、そのため悪戦苦闘し、疲弊してストレスがたまり、失敗をすると自己責任となり、撤退を余儀なくされる。その繰り返しであり、そのため1年から3年ぐらいで、福祉現場から去っていく職員が圧倒的に多いというのが日本の社会福祉界の現状である。

したがってこの度の施設内性的虐待事件にしても、その若い初心者職員は、ひどい性的虐待をしたという認識はきわめて弱い。彼が答えた気持ちによると、子どもたちとの「スキンシップのつもりであった」とか、「子どもが可愛かった」とか、「遊び」であったとか、という認識であり、「性的対象とは見ていなかった」、または「猥褻なことをしているつもりはなかった」と証言している。すなわち、この施設内性的虐待では、いわば男女関係の中で発生した性的虐待という性格の問題ではなく、そこでは、いわば男性同志のスキンシップ、遊び、戯れる、ふざける、悪戯する程度のレベルの現象として認識されていたと考えられる。しかし、そうした初心者的な対応レベルでは、子どもの人権、生存権回復にはならず、もっと専門職的な対応が強く求められている。したがって施設運営上では、そうした初心者職員に、その対応の全般を担当させ、現場に丸投げをしてはならない重要な問題なのである。

岡山市側が性的虐待を発生させた施設への対応として「改善勧告」等を提示したが、その主要な内容は（1）寮舎への巡回強化、（2）児童からの「意見箱」の増設、（3）職員研修の見直し、（4）寮主担当者に副担当者を加える、（5）福施設長を加える等々であった。このほか、苦情解決のために第三者委員会の設置を考えているようであるが、はたして施設側が任命した第三者委が、施設内部の「恥部」

にまで入り込めるかどうか。きわめて不可能に近く、いわば完全に独立性のある福祉オンブズマンの導入の方が有効であると考えられる。

しかし、この程度の「改善勧告」等で、はたして施設内虐待発生が本当に阻止され、解決していくのであろうか。2011年厚生労働省が初めて全国の児童養護施設（約570カ所）での虐待調査を実施した結果によると、なんと明確に児童虐待ケースとして確認された事件が59件、120人もの被害者が発生している。しかも、その虐待を実行した加害職員は半数以上が勤務年数が5年未満の初心者によって実行されたと報告されている。岡山市内の施設内虐待発生も、まさに初心者による行為であり、その行為が虐待とは認識していないのである。

何回でも繰り返し指摘し、警鐘を鳴らし続けても施設内虐待等が発生するのは、その現場がきわめて専門的なケア体制がくまれ、経験豊富な、資質の高いベテラン専門職員が最前線にいないければ対応できないはずなのに、日本の場合、その最前線には、まったく素人に近い初心者、見習職員、実習生、研修生レベルの職員が多く配置されているという問題点があるのである。したがって事故、失敗、不注意、認識不足、仕事の先が見えない、ストレスがたまる、仕事上の限界を感じる、孤立感、失敗のおそれ等々が複雑に渦巻いているのである。しかし、その仕事上の責任だけが確実に自己責任となり、個人が責任を取らなければならない、職場内の連帯感がきわめて薄いのである。とくに、そうした困難なケア状況下の職員をサポートし、育成、成長させていくことに対し、施設の管理者、施設上層部では、ほとんど無策であり、信頼関係も希薄であり、力点がおかれていないという点で

ある。

その意味からすると、今度の実刑判決となった若い児童養護施設職員は、まさに日本の児童福祉政策の貧困、施設運営者と処遇の貧困、職員配置の貧困、施設運営者の認識不足、施設職員間の非連帯、孤立化、ケア体制共有化不足、労働組合の未結成、民主的運営等々の不備によるリスク拡大等がもたらした事件であり、若い職員がその犠牲になったのである。日本の場合、こうした視点、認識が決定的に不足しているところに問題の根源があり、根本的な解決がおくれている。

さらに、少しだけ児童養護施設の現状を見ると、多くが大舎制、中舎制、小舎制での集団生活であるが、日本の場合、20人以上の子どものを集めた大舎制が全体の6割を占めているとされ、小舎制でも12人までと、多数の子どもの集団生活の中で生活している。しかも国の最低職員配置基準では、小学生以上の子ども6人に1人の職員配置であり、とても子どもひとり一人に手厚いケア体制が取れるような施設環境ではないのである。

そこで、この度のような若い児童養護施設職員が日本の児童福祉政策の貧困による犠牲にならないためにも、大胆で、しかも抜本的な改革提案を何度も、何回でも提起しなければならないが、しかし、そうした改革提案は現在のような金銭成果主義福祉が暴走中である状況下では、ことごとく無視されることであり、30年先か50年先になって、ようやくその一部が実現の陽の目を見るかどうかである。すなわち

(1) 施設職員（高度な専門職員）の配置基準を大胆に改革し、現在の6人に1人の職員配置から、子ども利用者1人に職員最低2人の配置にすること。（ただし、国は改革する気はどこにもない）

(2) 虐待行為の早期発見、早期ケア体制の確立で、早期発見では、内部現場職員の内部告発、内部通報の徹底化と促進。早期ケアでは予防方法支援を含め、早期に専門職員によるケア体制を確立すること。（ただし、組合が90%以上ない日本の現場では、職員による内部通報は、ほとんど困難であり、期待できない）

(3) 施設職員の高度な専門性を確保するための任用、教育、研究、専門職としての位置づけを明確にする。

(4) 民間施設であるならば、労働組合設置とその活発化、90%以上の結成を条件とする。（ただし、国も経営者も組合作りをさせたくない）

(5) 施設外の民主的な研究会活動に積極的に参加し、その資質向上を義務づけること。

(6) 一人前の専門職者にするため最低でも3年以上ないし5年間以上にわたるスーパーバイザーの指導を受けることを条件にすること。（ただし、日本の場合社会福祉原則を理解できるスーパーバイザーが圧倒的に不足しているのが問題）

(7) 専門職としての原則（反戦、反核、平和的生存権）を守ることを義務づける。（ただし、国も、経営者も社会福祉原則をほとんど理解していない）

(8) 施設オーナーは100%社会福祉専門職者によって運営されることを条件とする。（ただし、国も経営者もオーナーを社会福祉専門職に移行することを拒んでいる）

少なくとも最低上記の8項目の改革原則を実現することが、日本のこの時代状況の中で求められる打開政策であり、それが一日でも早く実現することが、子どもの「平和的生存権」（平和の中で人間らしく生きる権利）実現への近道である。

（おわり）